

## 令和6年4月1日付け教育委員会事務局等組織改正等に伴う 関係規則の一部改正について

### 1 改正の理由

令和6年4月1日付け教育庁等組織改正を行うにあたり、関係規則を一部改正するもの。

また、宮崎県教育研修センター管理規則について、定年延長に伴う改正を同時に行う。

### 2 組織改正の内容（規則改正を要するもの）

(1) 地区生徒寮の運営について、生徒指導や学校の魅力化の視点から見直しを進めるため、所管課を財務福利課から高校教育課へ変更する。

(2) 教育研修センターの教育支援課に不登校児童生徒の支援を行う「学びの多様化支援担当」を新設する。

また、組織の円滑な運営を図るため、特別支援教育担当を教育支援課から学習研修課へ移管する。

現行		改正後	
所長	総務課長 — 総務担当	所長	総務課長 — 総務担当
副所長	学習研修課長	副所長	学習研修課長
	教科等指導力向上研修担当		教科等指導力向上研修担当
	教育支援課長		教育支援課長
	教育課題支援担当		教育課題支援担当
	<u>特別支援教育担当</u>		<u>特別支援教育担当</u>
	教育情報支援担当		<u>学びの多様化支援担当</u>
			教育情報支援担当

### 3 上記により改正を行う規則

(1) 県教育庁組織規則（昭和50年宮崎県教育委員会規則第4号）

(2) 宮崎県教育研修センター管理規則（昭和43年宮崎県教育委員会規則第2号）※定年延長に伴う改正を含む。

### 4 施行期日

令和6年4月1日

県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 号

県教育庁組織規則の一部を改正する規則

県教育庁組織規則（昭和50年宮崎県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(財務福利課の分掌事務)	(財務福利課の分掌事務)
第3条 [略]	第3条 [略]
(1)～(5) [略]	(1)～(5) [略]
<u>(6) 生徒寮に関すること。</u>	
<u>(7)～(13) [略]</u>	<u>(6)～(12) [略]</u>
(高校教育課の分掌事務)	(高校教育課の分掌事務)
第4条 [略]	第4条 [略]
(1)～(11) [略]	(1)～(11) [略]
	<u>(12) 生徒寮に関すること。</u>
<u>(12) [略]</u>	<u>(13) [略]</u>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 号

宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則

宮崎県教育研修センター管理規則（昭和43年宮崎県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(事業)	(事業)
第2条 教育研修センターは、次に掲げる事業を行う。	第2条 教育研修センターは、次に掲げる事業を行う。
(1)～(6) [略]	(1)～(6) [略]
(7) [略]	<u>(7) 不登校児童生徒の支援に関すること。</u>
(8) [略]	(8) [略]
(分掌事務)	(分掌事務)
第4条 前条の各課の分掌事務は、次のとおりとする。	第4条 前条の各課の分掌事務は、次のとおりとする。
[略]	[略]
学習研修課	学習研修課
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
	<u>(5) 特別支援教育に関する研修に関すること。</u>
教育支援課	教育支援課
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
<u>(3) 特別支援教育に関する相談に関すること。</u>	(3) [略]
(4) [略]	<u>(4) 不登校児童生徒の支援に関すること。</u>

(5)・(6) [略]

(職の設置)

第5条 教育研修センターに、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
[略]	
専門主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。
[略]	

2 前項に規定する職のほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
副参事	[略]
[略]	
専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする教育研修センターの特定の事務を掌理する。
副主幹	[略]

(5)・(6) [略]

(職の設置)

第5条 教育研修センターに、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
[略]	
専任主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。
[略]	

2 前項に規定する職のほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
副参事	[略]
専任主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする教育研修センターの特定の事務を掌理する。
[略]	
専任副主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその相当高度の専門的業務に従事し、又は教育研修センターの特定の事務を掌理する。
副主幹	[略]
専任主査	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。

[略]		[略]	
専門技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。	専任技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な技術に従事する。
[略]		[略]	
		3 前2項に規定する職のほか、必要に応じ、専門主幹、専門主事及び専門技師を置く。	
		4 専門主幹は、上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする教育研修センターの特定の事務を掌理する。	
		5 専門主事は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。	
		6 専門技師は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。